

インフルエンザ予防接種の費用を助成します

インフルエンザは、口や鼻からインフルエンザウイルスがのどの粘膜などで増殖することで起こります。例年、12月から3月にかけて流行し、38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れます。インフルエンザはワクチンを接種することにより、ウイルスに感染しにくくしたり、感染した場合の重症化や合併症を防ぐなどの効果が期待できます。

町では、集団感染や重症化を防ぐため、インフルエンザの予防接種料金の一部を助成します。
もっとも効果的な予防接種の時期は、ワクチンが十分な効果を維持する期間が、接種後約2週間後から約5カ月とされていることから、10月から12月中旬までの間に接種することをお勧めします。

	高 齢 者	子 ど も
対 象 者	予防接種を受ける日に和水町に住所を有する人で、以下のいずれかに該当する人 ・接種当日に65歳以上の人 ・接種当日に60歳以上65歳未満で内臓疾患の身体障害者手帳1級程度を有する人	・予防接種を受ける日に和水町に住所を有する人 ・接種当日に生後6か月以上18歳以下（高校3年生年齢相当）の人
接種回数	1回	・生後6か月以上13歳未満：2回 ・13歳以上：1回
助成期間	平成29年10月2日（月）～平成30年1月31日（水） ※接種期間は医療機関により異なります。必ず予約してください。	平成29年10月2日（月）～平成30年1月31日（水） ※13歳未満の人は、1回目を平成29年12月31日（日）までに接種し、2回目を平成30年1月31日（水）までに接種してください。
助 成 額	助成額4,200円（上限） ※自己負担は、医療機関によって異なります。 ・玉名郡市：接種料金5,200円（自己負担額1,000円） ・山鹿市・熊本市北区：接種料金4,900円（自己負担額700円）（生活保護世帯は自己負担なし）	助成額3,000円／回（上限） ※助成額上限を超えた分は、自己負担となります。 ※ 13歳未満の人で、2回接種する場合は、原則、同じ医療機関にて接種してください。
接種の際 持 っ て いくもの	①接種料金 ②健康保険証 ③予診票 ・委託医療機関で接種する場合⇒予診票は医療機関に置いてありますので、医療機関でご記入ください。 ・委託医療機関以外で接種する場合⇒町指定の予診票が必要です。役場で手続きを行ってください。	①接種料金 ②健康保険証 ③母子健康手帳 ④印鑑 ※町内3医療機関（和水町立病院、和水クリニック、森の里クリニック）で受ける場合のみ持参。 ※予診票は、医療機関に置いてありますので、医療機関でご記入下さい。
助 成 の 受 け 方	・委託医療機関（和水町立病院、清風苑、玉名郡市、山鹿市、熊本市北区、石崎医院（大牟田市））⇒助成額上限を超えた分を医療機関にお支払いください。 ※ 予防接種の予約をする際に、かかりつけ医が委託医療機関かどうか、直接かかりつけ医に確認してください。 ・委託医療機関以外の医療機関で接種する場合町指定の予診票が必ず必要ですので、 接種前に 、役場で手続きを行ってください。 手続後、医療機関に接種料金を一旦全額お支払いいただき、役場で償還払い請求を行ってください。 ※ 償還払い請求時の持参品：予診票（原本）、接種済証、領収書、印鑑、通帳	・町内3医療機関（和水町立病院、和水クリニック、森の里クリニック）助成額上限を超えた分を医療機関にお支払いください。 ・町内3医療機関以外の医療機関で接種する場合医療機関に接種料金を一旦全額お支払いいただき、役場で償還払い請求を行ってください。 ※ 償還払い請求時の持参品：母子健康手帳、領収書、印鑑、通帳 ※2回接種を受ける人は、 2回目接種後に 申請手続きをしてください。 ※保護者が同伴しない場合、医療機関へご相談ください。
償 還 払 期 限	平成30年2月28日（水）まで	平成30年2月28日（水）まで

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

犬を飼う場合は「登録」と「狂犬病予防注射」を行ってください

狂犬病予防法により、犬を飼養する人は、犬の登録（生涯一度）と狂犬病予防注射の接種（毎年1回）が義務付けられています。

犬の登録が済んでいない飼い主は、役場で登録の申請を行ってください。

また、狂犬病予防注射をまだ受けていない犬の飼い主は、予防注射を受診のうえ、役場で注射済票の交付を受けてください。

なお、手数料として、犬一頭につき登録手数料3,000円が必要となります。

“狂犬病予防集合注射を実施します”



狂犬病予防集合注射を以下のとおり実施します。
今年度、予防注射を接種していない犬の飼い主は、ぜひご来場ください。
なお、狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。
動物病院で注射を受けた場合は、注射済証をご持参のうえ、役場で注射済票の交付を受けてください。

集合注射費用 3,070円（注射料2,570円・注射済票交付料500円）

登録・注射日程	受付時間	実施場所
10月26日（木）	9：00～11：00	三加和総合支所裏車庫前
	13：00～15：00	役場本庁裏車庫前

- ◆会場には必ず犬を制御できる人がお連れください。
- ◆11月頃に獣医師の巡回による予防注射を実施予定です。
（注射料の他に別途巡回料が必要）

“飼い犬には鑑札・注射済票を着けましょう”



登録を受けた犬には「鑑札」が交付されます。
また、狂犬病予防注射を受け、役場に届出をされた犬には「注射済票」が交付されます。
「鑑札」と「注射済票」を犬に着けておくことは、狂犬病予防法により義務付けられています。
迷い犬を役場で保護した場合は、鑑札や注射済票により、飼い主を特定しますので、鑑札や注射済票は、常に犬に着けておいてください。
なお、飼い主が特定できない犬を保護した場合は、保健所で保護されます。（保健所から引き取りを行う際は、引取料が発生します。）

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）